

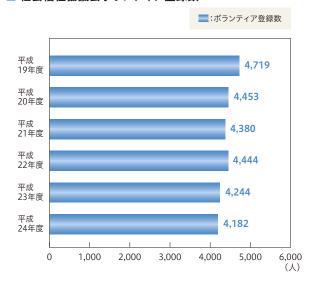
15 地域福祉の推進

現状と課題

社会福祉の問題は、特定の人に生じる問題ではなく、日常生活を送る上で私たち誰もが抱えうる問題であるということを意識し、地域でのつながりやふれあいを大切にしていく必要があります。

- 本市においては、阪神・淡路大震災を機にボランティア活動等に参加する気運が非常に高くなりましたが、現在は、新たにボランティア活動に参加する人が減少し、ボランティアの高齢化が進んでいます。
- バリアフリー化の取組みとして、市内にある鉄道駅舎についてエレベーター、多機能トイレ等の設備を整えるよう 進めています。国の基本方針の改正により1日の乗降客数が3,000人以上の駅が対象となったため、新たに久寿 川駅・生瀬駅の2駅が対象となりました。
- 高齢者、子ども、障害のある人など、市民の誰もが住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らせるまちづくりが求められています。
- 市民・福祉団体・福祉施設関係者等と市が、それぞれの役割の中で、お互いに連携し、「自助」「互助」「共助」「公助」を組み合わせた仕組みを構築していく必要があります。
- 核家族化や地縁関係の希薄化により家庭や地域で世代間の交流が減ってきています。

■ 社会福祉協議会ボランティア登録数



■ 駅舎のエレベーター設置状況

| | 降者3,000人以上の -ター設置対象駅 | エレベーター 設置年度 | |
|------|-------------------------|----------------|--|
| | 今津 | 平成10~12 | |
| | 西宮 | 平成10~12 | |
| 阪神 | 香櫨園 | 平成10~12 | |
| 別文十甲 | 武庫川 | 平成16 | |
| | 甲子園 | _ | |
| | 久寿川 | _ | |
| | 西宮北口 | 昭和62~平成15 | |
| | 甲東園 | 平成10 | |
| 阪急 | 夙川 | 平成14 | |
| | 阪神国道 | 平成18 | |
| | 今津 | 平成7 | |
| | 西宮名塩 | 平成5・15 | |
| | 西宮 | 平成9 | |
| J R | さくら夙川 | 平成18 | |
| | 甲子園口 | 平成20 | |
| | 生瀬 | _ | |

基本方針

市民一人ひとりの地域に対する思いやりや福祉に対する意識を高めるととともに、地域活動、福祉活動への市民の積極的な参画と活動のネットワークを広げていきます。また、ユニバーサルデザインの視点から、すべての市民が利用しやすいまちづくりを進めていきます。

(1)地域福祉活動の推進

市民主体のまちづくりの実現に向け、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア団体やNPO、各種福祉団体、事業者、市による自助・互助・共助・公助が重層的に組み合わさった地域福祉システムの構築を図り、多世代がふれあい障害のある人が交流するなど市民一人ひとりが尊重しあい支えあう心かようまちづくりをめざします。

(2)情報提供の充実

福祉に対する市民意識の高揚を図るため、広報や講演、イベントなどを通じた啓発活動を推進するとともに、ホームページなどを活用し、地域での取組みの紹介を行うなど、情報提供の充実を図ります。

(3)市民にやさしいまちづくりの推進

鉄道駅舎のエレベーター設置など、公共施設・民間施設においてバリアフリー化を進めるとともに、公園、道路、 住宅などあらゆる社会資源に対して、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めます。

市民一人ひとりの活動

- 福祉に対する意識の向上
- 地域活動への積極的な参加
- 日常の声掛けなどの地域サポート

まちづくり指標

指標の 考え方

地域における福祉活動を支えるボランティアの役割が非常に大きいことから、ボランティア登録数の増加を重点 指標に位置付けます。また、高齢者や障害のある人などの社会参加をサポートするため、多くの人々が利用する鉄道 駅のバリアフリー化に取り組みます。さらに、自助・互助・共助・公助が重層的に組み合わさった地域福祉システムの 構築が必要であり、その一環として取り組む救急医療情報キットの配布について指標とします。

| 重点 | 指標名 | 単位 | 当初值(H19) | 現状値(H24) | 目標値(H30) | 指標方向 |
|----|--------------------------------|------|----------------------|------------|--|-------|
| | 西宮市社会福祉協議会に登録しているボランティア数 | 人 | 4,719 | 4,182 | 5,018 | # |
| | 四古印代云価位励磁云に豆琢しているがフクティア数 | 式 | _ | | | |
| | H30目標値の設定理由 | 地域福祉 | 业システムの構築を | | 目指します | |
| | 西宮市内鉄道駅舎エレベーターの設置箇所数 | 箇所 | 12 | 13 | 17(%) | * |
| | (乗降者3,000人以上/1日) | 式 | - | | | |
| | H30目標値の設定理由 | 市内にる | ある対象17駅舎す~ | べての整備完了を目 | 5,018 -,182人の20%増を 17(※) 指します 20 | |
| | (「塩以」の言数セに牡土で飲み医療様おと、」の罰土を | % | _ | 0.7 | 20 | * |
| | 65歳以上の高齢者に対する救急医療情報キットの配布率 | 式 | - | | | |
| | H30目標値の設定理由 | | 業である地域安心ネ を目標とします | ベットワークの登録署 | ጆが18%であること | から同程度 |

※現在、阪神鳴尾駅は平地駅ですが、阪神電鉄本線連続立体交差事業(鳴尾工区)によって高架化され、エレベーターを設置する予定となっているため、数値に加えています。

- 西宮市地域福祉計画【健康福祉局:平成22年4月~平成28年3月】
- 西宮市交通バリアフリー基本構想【都市局:平成15年7月~】





高齢者福祉の充実

現状と課題

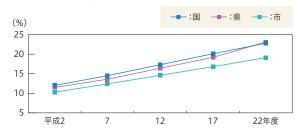
わが国は、本格的な高齢社会を迎えており、高齢者が今後も住み慣れた地域で、安心して暮らしていけ る体制や、健康保持のための介護予防の取組みを、一層進めていく必要があります。

- 本市の、福祉人口統計による平成 24 年 10 月 1 日現在の高齢化率は 20.2%であり、平成 24 年 10 月 1 日推計 の全国の24.1%に比べて低い水準になっています。
- 高齢者福祉事業等の推進を図るために、市では、「西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画」を策定し、 高齢者施策の推進や、介護保険事業の適正な運営に努めています。
- 今後、急速な高齢化に伴い、介護給付額の肥大化が予測されています。
- 要介護状態となっても本人が希望する生活を可能とするために、介護保険制度のより一層の活用や介護保険制 度以外の高齢者福祉の施策の充実が求められ、合わせて都市型ケアハウスやサービス付き高齢者向け住宅などの 安心して住み続けることができる住まいの整備を進めていく必要があります。

また、後期高齢者の増加により、介護を必要とする高齢者が増えており、多くの要介護者が特別養護老人ホーム を入所待機している状況があることなど、サービス提供の確保が課題となっています。

- 一人暮らし高齢者や認知症高齢者が住み慣れた地域で、尊厳をもって生き生きとした日常生活が送れるよう、地 |域包括支援センターを拠点に、高齢者一人ひとりに応じた「尊厳を支えるケアマネジメント」を行う必要があります。
- 長くなる高齢期を生き生きと過ごせるよう、日常の健康づくりとともに高齢者の地域活動への積極的な参加が求 められています。

■ 高齢化率の推移(国勢調査より)



■ 一人暮らし高齢者の推移(国勢調査より)



■ 要介護認定者の推移(65歳以上人口に占める割合)



介護給付費と利用者数の推移



基本方針

すべての高齢者が地域社会を構築する重要な一員として尊重され、尊厳を保ちなが ら生涯にわたって住み慣れた地域で、安心した生活が送れるよう、コミュニティを活性 化するとともに、保健・医療・福祉サービスの総合的な支援体制の整備を図ります。

(1)援助を必要とする高齢者への施策の充実

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者等の実態を把握し、安心して日常生活を送れるよう、施策を展開し、要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるように「地域包括ケア」を一層推進します。また、ショートステイなど介護保険居宅サービスの充実を図るとともに、介護保険が適用されない市の単独施策については、アンケート調査などにより高齢者の状況やニーズを把握しながら展開します。また、特別養護老人ホームについては、多くの要介護者が入所待機している状況を踏まえ、後期高齢者の増加に合わせ、計画的に整備を進めます。さらに、一人暮らし高齢者や認知症高齢者が安心して生活できるよう都市型ケアハウスやサービス付き高齢者向け住宅などの住まいの整備を図ります。

(2)コミュニティの活性化

コミュニティの核として、地域包括支援センターの機能・体制の充実を図り、高齢者が地域活動に積極的に参加できるよう施策を展開します。

(3)介護予防の推進

要介護状態とならないために、あるいは、これ以上に要介護状態が悪化しないために、高齢者の健康に効果のある「西宮いきいき体操」の取組みを積極的に行い、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、生き生きと自立した生活が送れるよう支援します。

(4) 高齢者の社会参加の促進

高齢者の自立や生きがいづくりを支援するため、就業支援に努めるほか、シルバー人材センターの充実を図るとともに、老人クラブ等の生涯学習・交流活動の促進、世代間交流の機会拡大を図ります。

さらに、高齢者の学習活動やレクリエーション活動を促進し、豊かな知識や経験を生かすことができるよう、高齢者が主体となるボランティア活動の支援や、生涯学習大学「宮水学園 | の充実を図ります。

市民一人ひとりの活動

- 福祉に対する意識を高める。
- 地域住民による支えあいや地域活動へ積極的に参加する。

まちづくり指標

指標の 考え方

高齢者が要支援・要介護状態にならないよう、介護予防事業への参加者の増加を重点指標に位置付けています。 国が定める生活機能評価の実施方法の変更にともない、新たに生活機能の衰えがある高齢者に対して介護予防事業への参加勧奨や高齢者の多岐にわたる生活を支援する役割を担う地域包括支援センターの相談支援体制の充実を図るため地域団体との連携強化を目的とした地域活動件数を指標に設定します。災害時における要援護者への取組みとして、地域安心ネットワークへの登録者数の増加に指標を設定し、取組みを進めます。

| 重点 | 指標名 | 単位 | 当初值(H19) | 現状値(H24) | 目標値(H30) | 指標方向 |
|----|---|------|---|-------------|-------------|---------|
| | 介護予防事業参加率 | % | 0.22 | 0.50 | 5.00 | * |
| | | 式 | 介護予防参加者数 | 数/(65歳以上高齢 | 者人口-要支援・介え | 護認定者数) |
| | H30目標値の設定理由 | 国の目標 | 票値を使用 | | | |
| | | | 344 | 850 | 1,000 | * |
| 0 | 地域活動件数(地域包括支援センター) | 式 | 地域包括支援センターの職員が民生委員や社会福祉協議会の支部・ 分区などの活動に参加・連携した件数 | | | |
| | H30目標値の設定理由 | 「地域ケ | ア会議」14包括×月1 | 回=168回 「地域流 | 舌動参加」14包括×月 | 5回=840回 |
| | 地域中心之…1日 45000000000000000000000000000000000000 | 人 | 5,580 | 5,899 | 7,900 | # |
| | 地域安心ネットワークへの登録者数(単身のみ) | 式 | _ | • | | |
| | H30目標値の設定理由 | 高齢単 | 身世帯の50%を目標 | 票に設定 | | |

- 西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画【健康福祉局:平成24年4月~平成27年3月】
- 西宮市地域福祉計画【健康福祉局:平成22年4月~平成28年3月】





障害のある人の 福祉の充実

現状と課題

障害のある人が住み慣れた地域で、生きる喜びを感じ、安心と尊厳を持って暮らせる社会の実現に向けた取組みを推進していく必要があります。

- 障害のある人を取り巻く制度は、措置制度から支援費制度(平成15年度)、障害者自立支援法(平成18年度)、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成25年度)へと変更されています。
- 地域に根ざしたきめ細やかな相談支援体制と障害種別を超えた相談機能の連携を深めるため、「障害者あんしん相談窓口」を設置しています。また、平成 25 年度には「基幹相談支援センター」を設置しました。
- 障害のある人が住み慣れた地域で、日常生活がおくれるよう、在宅福祉サービスの充実を図るとともに、施設入所者の地域生活移行には、グループホーム等の生活の場が必要です。また、自立支援に向けた適正な支援を関係機関・団体等とも連携して取り組む必要があります。
- 平成 19 年度に、国連における「障害者権利条約」に署名し、障害者の権利擁護等が課題となっています。平成 24 年 10 月の障害者虐待防止法施行に伴い、虐待防止センターを設置し、市民からの相談等に対応しています。
- 療育に関する相談業務は増加しており、市内の民間療育、医療機関との連携を図るとともに、療育提供体制の充実が望まれています。

■ 身体障害者手帳所持者数の推移



■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



■ 療育手帳所持者数の推移



※数値は、各年ともに3月末現在

基本方針

すべての人の人権が尊重され、人権が侵害されず保障される社会の実現に向けて、 障害のある人が地域でその人らしく自立した生活をおくれるよう、相談支援体制や在宅 生活支援の充実をはじめ、居住空間、雇用・就労の機会、日常的な居場所の確保など、 地域をあげた包括的な自立支援のための仕組みづくりに取り組んでいきます。

(1)相談支援と権利擁護の推進

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉サービスなどが利用できるように、市民・事業者等への周知を図るとともに、情報提供や相談体制の充実ならびに権利擁護体制の整備・推進を図ります。

(2)保健・医療の充実

障害の原因となる疾病の予防や早期治療など、保健・医療・リハビリテーション体制の充実に努めます。

(3)生活支援の充実

家族等の負担を軽減するため、各種の生活支援サービスの充実に努めます。

(4)雇用・就労の促進

障害のある人の雇用促進と啓発活動の推進、職業相談など就労支援の体制づくりに取り組みます。 また、市役所においては知的・精神に障害のある人の特性や状況を充分勘案しながら、臨時雇用の拡充に取り 組み、一般就労に向けた支援を行います。

(5)社会参加の促進

障害のある人が自ら関心のある活動に積極的に参加し、多くの人々との交流を通じて「自己実現」ができるように支援します。

(6)ともに支えあうまちづくり

障害に関する正しい理解のもと、地域における地域福祉活動の推進並びに障害のある人の地域活動への参加 を促進します。

(7)診療療育の推進

あらゆる障害児に対応できる、総合的な療育・発達支援体制の整備・充実に努めます。また、児童発達支援センターを整備するとともに、相談支援体制の強化に努めます。

市民一人ひとりの活動

- 障害のある人や障害・疾病等に関する正しい理解を深める。
- 障害のある人などの地域生活、就労、社会参加に対する支援や協力に取り組む。

まちづくり指標

指標の 考え方

障害のある人が地域で生活を続けていけるよう、障害特性や一人ひとりの意欲、適性、能力等に応じて、在宅生活に対するさらなる支援の充実を重点指標に位置付けるとともに、社会参加への支援や働く場、活動する場の確保への支援の充実を図っていきます。

| 重点 | 指標名 | 単位 | 当初值(H19) | 現状値(H24) | 目標値(H30) | 指標方向 | | |
|----|-------------------------------|------|---------------------|-----------|----------|------|--|--|
| | 居宅介護、重度訪問介護等のホームヘルプサービス | 時間 | 319,500 | 559,638 | 593,000 | * | | |
| | 石七月 茂、里及 前 阿 月 茂 寺 の か 「 | 式 | _ | | | | | |
| | H30目標値の設定理由 | 西宮市阿 | 市障害福祉推進計画の見込量を参考に設定 | | | | | |
| | 移動支援事業(ガイドヘルプサービス) | 時間 | 124,600 | 130,955 | 170,000 | * | | |
| | | 式 | _ | | | | | |
| | H30目標値の設定理由 | 西宮市阿 | 章害福祉推進計画の | D見込量を参考に設 | 定 | | | |
| | | 人 | _ | 294 | 600 | * | | |
| | 障害者就労生活支援センター登録者数 | 式 | _ | | | | | |
| | H30目標値の設定理由 | 年間50 | 人増×6年間で設定 | | | | | |

- -■ 西宮市障害福祉推進計画【健康福祉局:平成24年4月~平成30年3月】
- 西宮市地域福祉計画【健康福祉局:平成22年4月~平成28年3月】





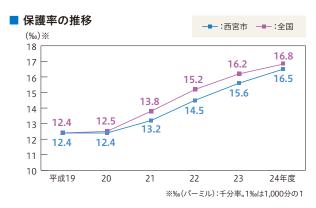
18 生活自立の援助

現状と課題

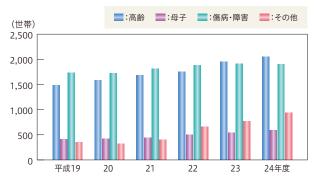
失業や疾病等様々な要因により収入が減少するなどした生活困窮者に対しては、最低限度の生活を保 障するとともに、自立の援助を行っていく必要があります。

- 生活保護の受給世帯数については、リーマン・ショック後の景気の低迷により、近年増加しています。
- ハローワークと連携した「福祉から就労」事業や、NPO法人との協働による「生活保護受給者求職支援事業」を 実施し、就労可能な被保護者について、求職活動の支援や職業訓練の受講支援などを行っています。
- 多様化する被保護者の個々の状況に応じ、「経済的自立」のみならず、「生活の自立」・「社会生活の自立」に向けた 支援が必要であり、「中間的就労」などの多様な就労機会の確保と「社会的な居場所づくり」などが課題となってい ます。
- ホームレスは平成15年度以降、減少傾向にはありますが、今後、自立の支援等に関する施策を総合的に検討し、 地域社会における問題を含めて解決していく必要があります。
- 今後は、生活保護の適正な運営を図るとともに、被保護者の自立支援事業の実施・充実を検討していく必要があります。





■ 世帯類型別保護世帯数



※数値は、各年度とも平均値

基本方針

低所得者層については、生活保護を中心とした経済的援助を行うとともに、ケースワーカーによる定期的な訪問活動等を行い、自立阻害要因の把握に努め、積極的に自立した生活に向かえるよう、支援と援助を行います。

(1)低所得者施策の推進

生活保護制度の趣旨に基づき、ケースワーカーによる定期的な訪問活動や面接などの実施により、被保護世帯の生活状況の把握に努め、世帯が抱える問題等を的確に把握し、適切な支援や自立の援助に取り組みます。

(2)援護資金の効率的な運用

援護資金は、不慮の事故、疾病または失業等により、一時的に生計維持が困難となった市民に、自立更生を図る方策として実施している無利子の貸付事業です。期限内の償還率が50%を下回っている現状ですが、資金の効率的な運用を図るため、相談員による償還指導、督促の取組みを継続していきます。

(3)ホームレスの支援

西宮市ホームレス自立支援対策連絡会を中心として、ホームレスの個々のニーズに応じた自立支援事業の効果的な推進を図ります。

市民一人ひとりの活動

● 生活保護制度の意義について、正しい理解を深める。

まちづくり指標

指標の 考え方

ケースワーカーによる被保護者の生活状況を把握するため、被保護世帯の訪問回数を重点指標に位置付けます。また、訪問達成率を指標に位置付け、それぞれの被保護世帯に合った適切な支援に努めます。また、援護資金貸付償還率の向上に指標を設定し、援護資金の効率的な運用に努めます。

| 重点 | 指標名 | 単位 | 当初值(H19) | 現状値(H24) | 目標値(H30) | 指標方向 | |
|----|--------------------|------|--------------|------------|----------|------|--|
| | 被保護世帯当たり訪問回数 | | 2.3 | 2.5 | 3.0 | * | |
| | | 式 | 訪問回数/被保護世帯数 | | | | |
| | H30目標値の設定理由 | 国の基準 | 準(2.7程度)を参考 | に設定 | | | |
| | 被保護世帯訪問達成率 | % | 91.5 | 98.5 | 100.0 | * | |
| | (| 式 | 訪問実件数/訪問予定件数 | | | | |
| | H30目標値の設定理由 | 国の基準 | 準を参考に設定 | | | | |
| | | % | 43.0 | * | | | |
| | 援護資金貸付償還率 | 式 | 償還済額/償還! | 額/償還期限到来額 | | | |
| | H30目標値の設定理由 | 原則とし | って、期限どおりに償 | 賞還が行われることが | が望ましいため | | |





健康増進と公衆衛生の向上

現状と課題

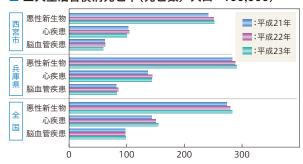
わが国は世界有数の長寿国ですが、その一方で、生活習慣病やストレスを感じる人々が増加しており、 心身の健康増進と食や環境の安全安心を確保する施策の充実が求められています。

- 心身の健康づくりに関する情報提供や、自助グループの育成を継続的に行う必要があります。
- 三大生活習慣病(悪性新生物・心疾患・脳血管疾患)の本市における死亡率は、全国・県平均よりも低値ですが、 今後も、疾病の予防や早期発見につながる施策の充実が必要です。
- 乳幼児健診受診率は 90%以上の高い受診率ですが、女性の社会進出や核家族化などにより、出産、育児の不安 や悩みなどが複雑多様化してきており、更なる総合的支援が求められています。

また、平成 25 年度から精神・運動発達状態の確認のための 10 か月児健康診査(個別健診)を実施しています。

- ▶ 現在、国において、予防接種制度に関する見直しが検討されており、平成 25 年度から新たに3種のワクチンが 定期接種化されましたが、今後、更なる制度変更への迅速な対応が求められています。
- 新興感染症(新型インフルエンザ等)の発生・流行に備え、体制整備が必要です。
- ・食の安全安心の確保が大きな問題となっており、食品衛生の監視体制の強化とともに食品衛生の知識の普及が
- 動物の愛護と適正飼養の啓発とともに、動物由来感染症対策の強化が必要です。
- 老朽化した現保健所の施設整備と、保健所機能の更なる充実が求められています。
- ▶ 保健福祉センターについては、平成 21 年度から 23 年度にかけて山口、鳴尾、塩瀬の各保健センターを開設し、 平成 25 年度時点では5箇所となっています。

■ 三大生活習慣病死亡率(死亡数/人口×100,000)

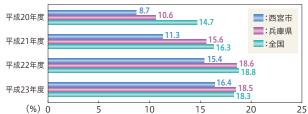






※出典:人口動熊統計

■ 乳がん検診の受診率



基本方針

誰もが健康で安心して暮らせる社会をめざすため、生涯にわたる健康づくりを支援 し、市民の健康寿命の延伸と公衆衛生の向上に努めます。

また、健康増進・公衆衛生の拠点である保健所の機能充実に取り組んでいきます。

(1)健康づくり活動と食育の推進

地域全体で健康づくりを推進するための「健康増進計画」を策定し、市民の健康課題に即した健康教室や講習会、保健指導などの充実や市民の主体的な活動支援を図ります。また、食生活に関する正しい知識の普及と実践のための「食育・食の安全安心推進計画」を策定し、住民や関係団体との連携により、食を通じた豊かな人間性の育成など心身の健全育成に努めます。

(2)母子・成人・高齢者保健施策の充実

出産や育児に対する不安の軽減・母子の見守りや乳幼児の健全な成長を支援するため、母親学級、子育て教室、乳幼児相談、訪問指導などの身近な相談・教育事業、各種健康診査や保健指導等の充実に努めます。また、生活習慣病予防対策として、食生活改善や運動指導などの保健指導の充実に取り組むとともに、がん検診などの受診率の向上を図るため、広報活動の充実や、受診しやすい体制づくりを進めます。

(3) 難病・特定疾患・精神保健福祉施策の充実

関係団体との連携を強化し、医療相談や居宅生活支援等の充実に努めます。また、障害のある人もない人も共に地域で安心して生活できるよう、こころの健康づくりや精神疾患に関する相談支援体制の充実に努めます。また、災害時に適切な支援ができる体制づくりに努めます。

(4) 公衆衛生の向上(食の安全安心、感染症予防対策)

食品営業施設・生活衛生関係営業施設に対する監視指導、衛生検査、衛生知識の啓発のための講習会などを 開催し、関係施設の適正な営業と公衆衛生の向上に努めます。また、各種感染症の発生予防と蔓延防止のため、 各関係医療機関等との連携を強化する体制を構築します。市民に対し、各種感染症についての正しい知識の啓 発及び定期予防接種の円滑な実施に努めます。また、動物愛護と適正飼養の啓発に努めます。

(5)保健所施設の整備と機能の充実

現保健所施設の老朽化や耐震性能等の課題を解決するため、新保健所施設整備に向けた取組みを進めるとともに、保健福祉センターを拠点に市民が身近なところで、健康診査・保健指導及び健康相談が受けられる体制及び機能の充実に努めます。

市民一人ひとりの活動

- 自ら心身の健康増進に努める。
- 健全な食生活に努める。
- 定期的に各種検診を受診する。

まちづくり指標

指標の 考え方

乳幼児の心身の健康を守るため、乳幼児健診の受診率の向上を重点指標に位置付けます。また、社会問題となっている食の安全安心の推進のため、出前講座により周知に努めるほか、乳がん検診の受診率の向上に努めます。

| 重点 | 指標名 | 単位 | 当初值(H19) | 現状値(H24) | 目標値(H30) | 指標方向 | |
|----|------------------------|------|--------------|------------|------------|------|--|
| | 乳幼児健診受診率(母子保健事業) | % | 94.2 | 95.1 | 97.0 | * | |
| | 孔列元隆的文的华(丹丁床隆争来) | 式 | 受診者数/対象を | | | | |
| | H30目標値の設定理由 | 兵庫県- | 平均96.1%(平成22 | 2年度)以上を目指し |)ます | | |
| | 食の安全安心に関する出前講座の開催数 | | 18 | 19 | 26 | # | |
| | 長の女主女心に関する山前調座の用惟奴 | 式 | _ | | | | |
| | H30目標値の設定理由 | 食育・食 | の安全安心推進計 | 画の目標値を参考し | こ設定 | | |
| | ₹1,1°,1,1∧=∧ ∞ ₹1=∧→ | | 8.4 | 15.0 | 18.8 | 7 | |
| | 乳がん検診の受診率 | 式 | 受診者数/対象者数 | | | | |
| | H30目標値の設定理由 | 全国平 | 均18.8%(平成22年 | ∈度)を目指します | | | |

- 西宮市健康増進計画(第2次)【健康福祉局:平成25年4月~平成35年3月】
- -■ 西宮市食品衛生監視指導計画【健康福祉局:平成16年4月~】
- 西宮市食育・食の安全安心推進計画【健康福祉局:平成25年4月~平成35年3月】





医療サービスの充実

現状と課題

高齢化の進展や医療の高度化に伴い、医療機能の充実と安全性の確保が求められています。

- 市内には、病院と診療所をあわせて約800の施設があります。救急医療については、応急診療所と在宅当番医制による1次救急、阪神南圏域(西宮市、尼崎市、芦屋市)での病院群輪番制による2次救急、県単位での重篤患者を対象とした救命救急センターによる3次救急までの体制が整備されています。
- 応急診療については、耳鼻咽喉科・眼科は尼崎医療センターで、歯科は西宮歯科総合福祉センターで、内科・小児科は西宮市応急診療所等で行っています。
- 小児科については医師不足が深刻で、1次救急の後送先を確保するため、平成13年度から県による小児科救急対応病院群輪番制がスタートしました。平成20年度からは、当番病院数を増やし、阪神南圏域で実施しています。今後、1次救急の診療時間帯等の更なる充実を図る必要があります。
- 市立中央病院は、病院の現状と課題の分析とともに役割や必要性について「西宮市立中央病院移転整備等検討委員会」に諮問し、答申を受けました。その後、答申の趣旨を受け止め、「西宮市新病院基本構想」を策定し、平成25年10月に基本構想を具体化する「西宮市新病院基本計画」を策定しました。
- 医療安全相談の多様化に伴い、保健所の相談機能の充実を図る必要があります。

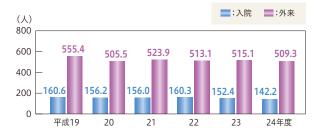
■市内医療施設数

| 区分 | 総 | 数 | 病 | 病院 | | 有床診療所 | | 歯科診療所 |
|--------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| E 77 | 施設数 | 病床数 | 施設数 | 病床数 | 施設数 | 病床数 | 施設数 | 施設数 |
| 平成19年度 | 765 | 5,237 | 23 | 4,976 | 22 | 261 | 438 | 282 |
| 平成20年度 | 768 | 5,174 | 23 | 4,913 | 22 | 261 | 440 | 283 |
| 平成21年度 | 767 | 5,131 | 23 | 4,873 | 21 | 258 | 442 | 281 |
| 平成22年度 | 778 | 5,077 | 23 | 4,869 | 19 | 208 | 459 | 277 |
| 平成23年度 | 792 | 5,269 | 24 | 5,061 | 19 | 208 | 464 | 285 |
| 平成24年度 | 806 | 5,295 | 24 | 5,109 | 17 | 186 | 480 | 285 |
| 国 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 県 | 1 | 400 | 1 | 400 | - | - | - | - |
| 市 | 8 | 257 | 1 | 257 | - | - | 7 | - |
| 健康保険組合 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| その他連合会 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 公益法人 | 5 | 310 | 1 | 310 | - | - | 3 | 1 |
| 医療法人 | 190 | 3,033 | 18 | 2,911 | 11 | 122 | 131 | 30 |
| 学校法人 | 5 | 991 | 1 | 991 | - | - | 4 | - |
| 会社 | 6 | - | - | - | - | - | 6 | - |
| その他の法人 | 18 | 180 | 1 | 180 | - | - | 17 | - |
| 個人 | 573 | 124 | 1 | 60 | 6 | 64 | 312 | 254 |

■市内病院の概況

| 区分 | 在院患者延数 | | 外来患者延数 | |
|--------|---------------------------------------|--------|----------|-----------|
| E 77 | 11 11 11 11 11 11 11 11 | 6月末病床数 | 病床利用率(%) | 77不思有延奴 |
| 平成19年度 | 1,457,606 | 4,977 | 80.2 | 1,837,516 |
| 平成20年度 | 1,431,839 | 4,976 | 79 | 1,727,627 |
| 平成21年度 | 1,427,220 | 4,913 | 79.8 | 1,718,949 |
| 平成22年度 | 1,443,148 | 4,873 | 81.2 | 1,706,661 |
| 平成23年度 | 1,435,809 | 4,854 | 81 | 1,654,233 |
| 平成24年度 | 1,486,015 | 5,061 | 80.2 | 1,700,682 |
| 精神病院 | 214,324 | 680 | 61.6 | 28,126 |
| 結核病院 | - | - | - | - |
| 一般病院 | 1,271,691 | 4,381 | 81.5 | 1,672,556 |
| うち)県立 | 117,731 | 400 | 84.5 | 163,167 |
| うち)市立 | 52,544 | 257 | 87.7 | 125,571 |

■ 中央病院1日当たり入院・外来患者数



■ 中央病院経営状況



基本方針

高齢化の進展や医療需要の高度化・専門化に対応できる医療体制の充実を図ります。市立中央病院は、「西宮市新病院基本計画」に基づき、経営の健全化に努めるとともに、救急医療など公立病院としての役割を果たし、地域医療を充実させるための取組みを進めます。

(1)地域医療体制の充実

初期診療における総合的な診断と治療を担う開業医の活動をもとに、在宅医療の推進や多様な診療機能を持つ医療機関相互の連携など、医療のシステム化を推進します。また、健康増進から疾病予防、診断、治療、リハビリテーションに至る、保健・福祉と連携した地域医療体制の充実を図ります。

さらに、市民の医療に関するニーズの増大に対応し、医療安全相談窓口の充実と医療機関の情報提供に努めます。

(2)救急医療体制の充実

地域内の医療機関相互の機能分担と連携強化、県や近隣自治体との協力体制の構築により、休日、夜間における救急医療体制の充実に努めます。

(3)市立中央病院の充実

「西宮市新病院基本計画」に基づき、経営の健全化、経営形態の変更(地方公営企業法の一部適用から全部適用への変更)及びアサヒビール西宮工場跡地への移転新築について、具体的な取組みを実施します。移転後の新病院においては、救急医療、がん診療及び災害・広域的呼吸器感染症対策に重点をおいた医療を実施するとともに、地域の医療機関との連携を一層強化し、地域医療に貢献します。

市民一人ひとりの活動

かかりつけ医・歯科医・薬剤師をもつなど、医療機関の適切な利用を行う。



指標の 考え方

市立中央病院については、休日・夜間における小児2次救急の体制確立に寄与するため、小児科救急対応病院群 輪番制の当番日数を重点指標に設定するとともに、経営基盤の確立を図るため経常収支比率の改善に努めます。また、医療監視率の向上を図り、安全で安心できる医療提供体制の推進に努めます。

| 重点 | 指標名 | 単位 | 当初值(H19) | 現状値(H24) | 目標値(H30) | 指標方向 | |
|----|-----------------------|------|--------------------------|-----------|----------|------|--|
| | 中央病院の小児科救急対応病院群輪番制当番日 | 日 | 2 | 2 | 3 | 7 | |
| | (週当たり) | 式 | _ | | | | |
| | H30目標値の設定理由 | 移転整位 | 備後の新病院での目 | 1標 | | | |
| | 中央病院経常収支比率 | % | 89.9 | 90.8 | 100.0 | * | |
| | 个人的机桩市状文比中 | 式 | 経常収益/経常 | 常収益/経常費用 | | | |
| | H30目標値の設定理由 | 国の基準 | 基準(公立病院改革ガイドライン)から設定 | | | | |
| | 压床的物 | % | 40.6 | 43.9 | 100.0 | * | |
| | 医療監視率 | 式 | 立入検査数/(病院+有床診療所+無床診療所/3) | | | | |
| | H30目標値の設定理由 | 3年に1 | 度の無床診療所に | 対する検査体制を研 | 確立します | | |

主な部門別計画

-■ 西宮市新病院基本計画【中央病院:平成25年10月~】





医療保険・医療費助成・年金制度の安定

現状と課題

予期せぬ疾病や怪我などに遭遇しても、安心して医療が受けられるよう、市民の医療保険・医療費助 成制度に対する理解を高めるとともに、各制度の安定的な運営を行っていく必要があります。

- 国民健康保険は、制度創設以来、国民皆保険の基盤をなす医療保険制度として、地域住民の健康保持増進、福祉の向上、生活の安定に極めて重要な役割を果たしてきました。しかしながら、近年の国民健康保険を取り巻く状況は、被保険者の高齢化や医療の高度化などにより、さらなる医療費の増加が見込まれます。また、財政運営は、急速な高齢化の進展や低所得者の増加等の構造的な要因により依然として厳しい状況にあります。このような状況の中で、今後とも国民皆保険制度を堅持していくためには、医療費の適正化の推進と保険料収納の確保等の取組みとともに、国・県に財政支援などの要望を行っていくことが必要です。
- 後期高齢者医療制度は、若い世代と高齢者の負担を明確にして、公平でわかりやすい制度とするために平成 20 年 4 月からはじまった 75 歳 (一定の障害があり、申請により認定を受けた 65 歳)以上の方が対象の制度で、制度の運営は、兵庫県後期高齢者医療広域連合(同一県内の市町で構成)が行い、申請の受付、保険料の徴収は市が行っています。

今後の高齢者医療制度について、国において議論されており、今後の動向を注視する必要があります。

- 糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、40歳以上 75歳未満の被保険者を対象とした特定健康診査を平成20年度から実施しています。国が示した平成29年度の受診率60%をめざすとともに、健診後の適切な保健指導等が求められています。
- 医療費助成制度は、受診者が医療機関に支払うべき保険診療の自己負担金の一部を助成する制度で、県市共同事業のため、国の医療制度や県の動向に大きく影響されます。制度発足以来、社会情勢の変化に伴い制度改正が度々行われてきました。近年では、子育て支援の一環として、乳幼児等、こども医療において、中学3年生までの一部負担金を無料化するなど、助成の拡充を行いました。今後も、国や県の動きに注視しつつ、持続可能な制度運営を図る必要があります。
- 国民年金の相談、諸届け・申請の受付、進達事務を行っていますが、無年金者の発生防止など、年金制度の安定のためには、さらなる制度の周知が必要です。

国民健康保険 1人当たり医療費と保険料調定額の推移

■ 1人当たり医療費

(人、円)

| 区 分 | | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|----------|-----|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 被保険者数 | Α | 109,339 | 109,170 | 109,731 | 109,619 | 108,923 |
| 医療費(費用額) | В | 32,010,719,934 | 32,893,237,403 | 34,222,913,024 | 35,130,207,945 | 35,475,099,861 |
| 1人当たり医療費 | B/A | 292,766 | 301,303 | 311,880 | 320,476 | 325,690 |

■ 1人当たり保険料調定額(医療分)

(人、円)

| 区分 | | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|----------|-----|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 被保険者数 | C | 109,339 | 109,170 | 109,731 | 109,619 | 108,923 |
| 調定額 | D | 7,555,610,956 | 7,399,669,521 | 7,100,847,236 | 7,264,263,595 | 7,271,137,362 |
| 1人当たり調定額 | D/C | 69,103 | 67,781 | 64,711 | 66,268 | 66,755 |

基本方針

国民健康保険等に関する制度について、市民に一層の周知を行うとともに、国・県など関係機関と連携をとりながら、長期的に安定した制度の運営を図ります。

(1)国民健康保険の適正な運営

国民健康保険制度の適正な運営を図るため、レセプト点検等の充実、特定健康診査及び人間ドックの受診率向上、効果的な保健指導等の実施とともに、医療費分析等を行い、医療費適正化に向けた取組みの強化を図ります。また、納付機会の拡大や利便性の向上のため、コンビニ収納、マルチペイメントネットワークサービスによる口座振替受付サービスを実施するとともに、滞納対策として、早期催告やきめ細かい納付相談を実施し、保険料の確保及び滞納の解消に努めます。

(2)福祉医療費助成

市民の健康の保持と福祉の増進を図るため、国の医療制度や県の助成制度と連携を取りながら、乳幼児、子どもや高齢者、心身障害者(児)、母子・父子家庭等に対して、医療費の助成を行います。

(3)後期高齢者医療制度への取組み

「後期高齢者医療制度」を運営する兵庫県後期高齢者医療広域連合と連携を深め、安定した制度運営に協力するとともに、各市町が担当する保険料の徴収や申請の受理、制度のわかりやすい説明・広報に取り組みます。また、介護予防を図るとともに、生活の質の確保、疾病の早期発見を目的とした長寿健康診査を実施しています。今後も、制度運営に関し、必要と考えられる事項については、全国市長会や広域連合等を通じて、国、県にも働きかけをしていきます。

(4)医療保険制度の維持

給付と負担のバランス、世代間の不公平感ができる限り生じない、財政基盤の安定した持続的な制度となるよう、国・県に対して、制度の改善及び財政支援を要望します。

(5)国民年金事業の推進

国民年金については、広報等を通じて制度の周知と適正加入の促進を図ります。

市民一人ひとりの活動

- 生活習慣病予防のため、運動習慣の定着やバランスのとれた食生活を心がける。
- 定期的に各種健診を受診する。

まちづくり指標

指標の 考え方

将来の医療費の伸びを抑制し、安定した医療保険制度の運営を進めていくため、特定健康診査受診率を重点指標に位置づけ、また、特定保健指導を効果的に実施していきます。なお、国の指針において、内臓脂肪症候群の該当者及び予備群の減少率の目標設定が必須事項ではなくなったことから指標より除き、介護予防と疾病の重症化予防を図るため長寿健康診査受診率を新たな指標に設定しています。

| 重点 | 指標名 | 単位 | 当初值(H19) | 現状値(H24) | 目標値(H30) | 指標方向 | |
|----|---|------|--------------------|----------|----------|------|--|
| | 特定健康診査受診率 | | _ | 32.1 | 60.0 | * | |
| | 刊足陡冰的且又的十 | 式 | 受診者数/40~74歳の国保加入者 | | | | |
| | H30目標値の設定理由 | 国が示り | した目標値 | | | | |
| | 特定保健指導利用率 | | _ | 45.6 | 65.0 | * | |
| | 位在外庭归等们用平 | 式 | 保健指導利用者数/保健指導の必要な人 | | | | |
| | H30目標値の設定理由 | 国が示り | した目標値を考慮し | て設定 | | | |
| | E = / / / / / / / / / / / / / / / / / / | % | _ | 39.2 | 50.0 | * | |
| | 長寿健康診査受診率 | 式 | 受診者数/後期高齢者医療被保険者 | | | | |
| | H30目標値の設定理由 | 過去の | 実績を考慮して設定 | | | | |





22 災害・危機に強い まちづくり

現状と課題

地震や洪水等の災害から市民の生命と財産を守り、市民が安心して暮らせるまちづくりを進めることは 行政の基本的な役割であり、国、県等と連携して、様々な危機事態に対応する管理体制の充実が求めら れています。さらに、防災活動を組織的に取り組むには公助(行政)の対応だけでは限界があります。この ため自助(自分の身を自分の努力によって守る)、共助(地域や近隣の人が互いに協力し合う)を推進し、 行政と市民の協働を深める必要があります。

- ▶ 本市では、平成7年の阪神・淡路大震災で多大な被害を受けたことを教訓として災害に強いまちづくりを推進し、 平成23年4月に危機管理監ポストを配置するとともに、平成24年4月には、自然災害や危機管理などを主管業 務とする防災危機管理局に改編し組織の強化に努めています。
- 自然災害以外でも様々な事件や事故が発生し、人の健康や食の安全に関わる不安も増大していますが、市民生 活に危機を及ぼす事態に対応するため、市の危機管理指針に基づく「危機管理計画」や国民保護法に基づく「国民 保護計画」を策定しています。
- 東日本大震災の教訓から、改めて近い将来の発生が予測される南海トラフ巨大地震に向けた備えが求められて います。
- 大規模災害時には地域住民や事業所の自主的な救援救助活 動が重要な役割を果たすことから、地域住民間の連帯感の醸成 や組織化を促進する必要があります。



阪神・淡路大震災の被害(安井町)

基本方針

あらゆる災害から市民の生命と財産を守るため、総合的な防災体制の充実を図ると ともに、事件や事故など市民生活における危機について、適切な対応がとれる体制の 推進を図るなど、市民の安心・安全の確保に努めます。

主要な施策展開

(1)防災意識の高揚

市民一人ひとりが災害発生時に的確な対応ができるよう、また地域の防災力向上には地域コミュニティの果た す役割が大きいことから、市民が参加しやすい防災訓練の実施、講演会や市民出前講座の開催、地域と行政の 協働による防災マップ作成などの活動を積極的に実施し、学校や地域単位での防災教育を推進するなど、防災 意識の普及、啓発に努めます。

(2)防災体制の確立

「地域防災計画」は、随時見直すとともに、計画に基づく総合的な防災体制を確立し、地域における防災力を強 化するため、自主防災組織の結成、強化、活性化に対する支援や、事業所の地域防災活動への参加促進を図りま

す。また、災害時に援護を必要とする高齢者や障害のある人などへの避難支援体制を整備する等、災害時要援護者に対する取組みの推進や非常用物資の内容・量の見直し、防災備蓄倉庫の配置等の再検討を行います。あわせて災害発生時に市外からの支援を想定した受援計画についても検討を進めます。

特に、津波に対しては、広域連携における支援の方法等についての検討のほか、地域の災害対応能力の向上のための避難訓練や一時避難場所として有効な「津波避難ビル」の指定を進めるなど、これまでの地震に対する備えに加え、津波対策の強化を図ります。

(3)都市防災力の強化

ライフラインの収容スペースである道路など公共構造物の耐震性の向上に努めるとともに、東日本大震災の教訓・経験を踏まえ、災害時の対策本部機能と市民への防災啓発機能を合わせ持つ(仮称)総合防災センターを整備します。

災害時に孤立化の恐れがある地区について、避難路・救援路の確保を図ります。

また、アサヒビール西宮工場跡地に多目的・防災公園を整備するなど、防災力の強化に努めます。

さらに、津波に対して備える防潮堤などの安全対策をより一層強化することや北部地域等における急傾斜地崩壊対策事業などの実施を県に要請します。

(4)国民保護施策の推進

「国民保護計画」に基づき平素からの備えと、緊急事態、復旧などについての対応策を進めるとともに、緊急時の避難対応などについて市民への普及、啓発に努めます。

(5) 危機管理体制の推進

市民の生命、身体及び財産に直接被害を及ぼしたり、市民生活や事業所活動に大きな不安や不信を与えるような危機に対して、市の組織全体で発生の防止及び発生時の対応について被害や影響の軽減等に努めます。

(6)情報の多重化・共有化

防災行政無線やさくらFM、市のホームページやツイッター、携帯電話のメール機能を利用した「にしのみや防災ネット」など、各種ツールを用いて災害に関する情報提供の多重化を図るとともに、市民や関係機関などと情報について共有化できる有効な受伝達手段やシステムの構築について調査・研究を進めます。

市民一人ひとりの活動

- 日頃から防災意識を高め、災害に対する自助と地域における共助の意識を向上させる。
- 防災訓練などの地域防災活動に参加する。

まちづくり指標

指標の考え方

市民の安心・安全の確保を図るとともに、市民自らの防災意識を高めるため、指定避難所の認知率を重点指標に位置付けます。また、自主防災組織結成率の増加に加え、災害時の情報伝達ツールである「にしのみや防災ネット」の登録率の増加に取り組んでいきます。

| 重点 | 指標名 | 単位 | 当初值(H19) | 現状値(H24) | 目標値(H30) | 指標方向 |
|----|---|------|-----------------------|-----------------|----------|------|
| _ | 指定避難場所の市民の認知率 | % | 65.0(H18) | 66.2 | 100.0 | # |
| | 旧た世界物所の印入の応和十 | 式 | アンケート | | | |
| | H30目標値の設定理由 | 生命に | 関わる情報であるた | め、100%を目標に | 設定 | |
| | 自主防災組織結成率 | % | 88.9 | 90.4 | 100.0 | * |
| | | 式 | 自主防災組織加入世帯数/全世帯数 | | | |
| | H30目標値の設定理由 | 全市的: | な地域防災体制の研 | 産立を目標に設定 | | |
| | 1-1 on 7. \> P+ \(\(\dagger + \dagger \) | % | _ | 14.0 | 100.0 | * |
| | にしのみや防災ネット登録率 | 式 | 式 にしのみや防災ネット登録件数/全世帯数 | | | |
| | H30目標値の設定理由 | 全世帯 | を防災意識の高揚の | D対象と設定 | · | |

- 西宮市水防計画【防災危機管理局:昭和37年~】
- -■ 西宮市地域防災計画【防災危機管理局:昭和38年~】
- 西宮市危機管理計画【防災危機管理局:平成23年3月~】
- 西宮市国民保護計画【防災危機管理局:平成19年3月~】





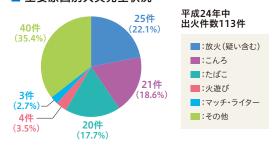
消防・救急救助体制の充実

現状と課題

災害の形態は年々多種多様化してきており、今後予想される南海トラフ巨大地震への対応や、人口の 増加、高齢化の進展などに伴い消防需要はさらに増大すると予想されます。

- 地域の連帯意識の希薄化などにより、災害への対応力の低下が懸念されるため、発災時の初動対応で重要な役 割を担う消防団の体制強化が求められていますが、団員確保や高齢化対策は全国的な課題となっています。また、 市民と行政が連携した消防防災体制の一層の充実を図るなど、地域防災力の強化が求められています。
- 本格的な高齢社会を迎えるにあたり、住宅火災における死傷者数の増加が予測されることから、住宅用火災警 報器の設置を促進するなど防火対策の推進を図る必要があります。また、深刻な社会問題である放火火災の防止 のためには、「放火されない環境づくり」などの取組みが必要となっています。
- 救急需要は年々増加しているため、救急救命士の育成と人員の確保が必要です。さらに、緊急時における救急救 助体制の充実などの取組みが求められています。
- 地震、津波等の大災害発生時にも消防業務を維持できる構造と性能を備え、消防活動拠点としての機能を万全 にするため、老朽化に加え、手狭となった消防庁舎の建替えを行うなど総合的な消防庁舎の整備が必要となってい
- 今後予想される南海トラフ巨大地震に起因する津波災害への対応策を講じ、有事の際、より効果的な活動が展 開できるなど、即応体制の強化が求められています。
- 団塊世代の大量退職等による職員の急速な世代交代に伴い、経験が浅い若手職員の育成が急務であり、適切な 訓練を通じて、様々な災害活動に対応する能力を培っていく必要性が高まっています。

■ 主要原因別火災発生状況





■ 緊急出動件数状況





基本方針

火災予防対策の推進や消防力の充実強化に努めるとともに、消防団や自主防災組織 をはじめとする関係団体との連携を強化し、総合的な消防体制を確立します。 また、災害などの緊急事態から市民を守る救急救助体制の充実に努めます。

(1)予防対策の充実強化

火災を予防するため、違反事実や人命危険のある対象物への立入検査体制を強化し、防火管理体制の充実に 努めます。また、防火に関する積極的な情報提供を行うとともに、高齢者などの災害時要援護者を火災から守る ため、住宅用火災警報器の設置促進に努め、火災による被害をなくすための防火対策を推進します。

さらに、地域の防災力の強化を図るため、市民の防災意識の啓発に努め、集合住宅などの特徴を考慮した市 民参加の防火・避難訓練の取組みを進めます。

(2)消防体制の充実強化

災害時の応急対策が迅速かつ的確に行えるよう、通信指令設備を充実させ、効果的な車両運用と部隊統制の 徹底を図るとともに、消防団をはじめ、自主防災組織や消防協力隊、市民、事業所、関係団体との連携を強化し、 総合的な消防体制を確立します。

また、消防施設や車両・資機材などの整備、消防水利の充実のほか、消防団の充実強化・活性化を図るため、若者の入団促進や処遇の改善、施設整備などに取り組みます。

老朽化や手狭となった消防庁舎への対応として、瓦木消防署甲東分署の建替えやアサヒビール西宮工場跡地での西宮消防署の建替えを行います。

また、(仮称)総合防災センターへの消防本部の移転を検討するほか、消防職・団員の現場対応能力の向上を図るため、複数の部隊が連携した総合的な訓練が実施できる消防訓練施設の整備を進めるなど、総合的な消防体制の充実強化に取り組みます。

(3)救急救助体制の充実強化

救急救助資機材などの充実や救急隊員及び救助隊員の知識・技術の向上を図るとともに、傷病者の搬送・受 入体制などについて医療機関など関係機関との協力体制の強化を推進します。

高度救助用資機材を装備した高度救助隊の育成強化を図るとともに、救急及び救助隊の出動体制を強化することで、救急救助体制の充実に努めます。

また、救急車の利用のあり方などについて、市民に対する周知・啓発活動を強化するとともに、救急隊到着までの間に市民が適切な処置を行えるようAED(自動体外式除細動器)の取扱方法などを含め、応急手当の普及啓発を推進します。

市民一人ひとりの活動

● 日頃から、防災意識を高め、各種の防災訓練に参加する。

まちづくり指標

指標の考え方

予防・消防・救急救助の総合的な取組みの中で、住宅用火災警報器の設置率を新たな指標に設定することにより、重点指標である人口10万人当たりの住宅火災の死者数との関係等を分析しながら、住宅火災の死者数ゼロを継続的な目標とします。また、救急救命士の救急業務従事者数を指標に位置付けて取り組んでいきます。

| 重点 | 指標名 | 単位 | 当初值(H19) | 現状値(H24) | 目標値(H30) | 指標方向 |
|----|------------------------|------|-----------|------------|-----------|------|
| | 人口10万人当たりの住宅火災の死者数(年中) | | 0.2 | 0.0 | 0.0 | * |
| | 八口10万八当たりの住宅人类の九省数(千平) | 式 | 住宅火災による列 | 艺者数/人口10万人 | (※放火自殺者等除 | <) |
| | H30目標値の設定理由 | 消防の最 | 最終的な目標値とし | ,て設定 | | |
| | 住宅用火災警報器の設置率 | % | _ | 81.5 | 100 | * |
| | | 式 | 国による設置状況 | 兄の推計結果 | | |
| | H30目標値の設定理由 | 全住宅 | への設置を目標値と | して設定 | | |
| | ** | 人 | 58 | 70 | 88 | 7 |
| | 救急救命士の救急業務従事者数 | 式 | - | | | |
| | H30目標値の設定理由 | 救急救危 | 命士が常時2名乗車 | する救急隊配置なる | ビを基準に設定 | |

- 西宮市地域防災計画【消防局関連部分:昭和38年~】
- 西宮市国民保護計画【消防局関連部分:平成19年3月~】





NO. 道路の整備

現状と課題

道路は、経済の発展や生活の向上をもたらし、市民生活に欠かせないものとなっています。

また、道路は、自動車交通の利用のみならず、都市防災やライフラインなどの施設の収容、市街地の形 成、環境の保全など様々な機能を有しており、まちづくりを進める上で大きな役割を担っています。さら に、道路は、安全に安心して利用できる施設であることが求められています。

- 本市の都市計画道路は、145 路線、総延長 201.4km が計画決定され、都市計画道路整備プログラムに基づき 整備していますが、改良済延長は 153.3km、進捗率 76% (平成 24 年 3 月 31 日現在) で、特に J R 東海道本線以 北の南北方向の地域内幹線道路の整備が遅れています。一方、整備の必要性が著しく低下している路線について は、存廃も含めた見直しを行う必要が生じています。
- 阪神本線甲子園駅以東において、立体交差化事業を実施しておりますが、市内には鉄道と道路の平面交差個所 も多く残っており、交通渋滞や踏切事故を招くだけでなく、地域が分断され一体的な市街地形成にも支障をきたし
- 既存の道路施設においては、歩道の未整備な区間や歩道に段差などのある箇所が多く、児童や高齢者、車いす 利用者などの安全で円滑な通行に支障となっています。また、舗装の劣化や通行車両の増加により騒音や振動が 発生し、沿道の市民生活に影響を及ぼしています。
- ▶ 市道の橋梁は 637 橋あり、また舗装済み道路が 920km 余りあります。これらの道路施設には老朽化が進んで いるものが多くあり、今後、施設の更新に多額の経費が必要となるとともに、更新のための工事が長期化し、市民 生活に影響を及ぼすおそれがあります。

■都市計画道路改良済延長の推移





山手幹線大谷工区(H20.3.29 開通)

■ 鉄道との立体交差(阪神本線鳴尾工区)



■ 歩道の段差等改良箇所の推移



基本方針

道路は、市民の日常生活や社会経済活動を支える重要な都市基盤施設であることか ら、沿道地域住民の理解と協力を得ながら、道路の整備や既存施設の有効活用を行い、 人と環境に配慮したみちづくりを効率的に進めます。

(1) 道路ネットワークの形成

生活道路への通過交通の流入を抑制するとともに、災害時の代替機能を確保するため、国道 176 号などの広域幹線道路の整備を促進するほか、名神湾岸連絡線の計画の具体化などを国に要請します。また、交通渋滞の解消、バス路線における安全性・運行の定時性や災害時の避難路の確保を図るため、他の事業と連携しながら市役所前線や競馬場線、山手幹線熊野工区などの地域内幹線道路の整備を推進します。

(2)鉄道との立体交差の促進と踏切対策の推進

自動車交通の円滑化や歩行者などの安全確保を図るため、阪神本線甲子園駅以東の連続立体交差事業を促進します。また、他の区間における立体交差化の可能性について検討を行うとともに、既存の踏切の安全対策について、鉄道事業者と協議を進め、改良を行います。

(3)安全で快適な歩行空間の確保

交通安全施設の整備や人が集まる駅、学校、商店街等の周辺において高齢者や障害のある人、自転車利用者等が安心して通行できるバリアフリー化などの道路整備を行います。また、都市核や都市の骨格を形成する幹線道路などにおける無電柱化の推進により、快適な道路空間の確保や防災機能の強化に努めます。

(4)豊かな道路環境の創造

地球温暖化対策に配慮し、沿道環境への影響を緩和するため、道路と公共交通機関との連携や渋滞交差点の解消を図るとともに、主要道路の舗装改良などを進めます。

(5) 道路施設の長寿命化

道路の適正な維持管理に努めます。合わせて道路施設の維持更新費用を抑制・平準化するために策定した橋梁をはじめとする道路施設の維持修繕計画に基づき、計画的に予防修繕を行うことにより道路施設の長寿命化を図ります。

市民一人ひとりの活動

美化活動や破損・危険箇所の通報など、道路を大切にする。

まちづくり指標

指標の考え方

豊かな市民生活を支えるまちづくりを進めるため、道路ネットワークを形成する都市計画道路の整備を重点指標に位置付けます。また、鉄道と道路の立体交差や歩道の段差解消に指標を設定し、安全でより快適なみちづくりに取り組みます。

| 重点 | 指標名 | 単位 | 当初值(H19) | 現状値(H24) | 目標値(H30) | 指標方向 | |
|----|---------------------------------------|------|------------------------|-----------|-----------|------|--|
| | 都市計画道路整備延長 | | 152.0 | 153.3 | 158.6 | # | |
| | 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 式 | 実施済延長+事業 | 美中区間の事業費換 | 算延長 | | |
| | H30目標値の設定理E 鉄道と道路の立体交差数 | 道路ネッ | ットワークの形成や | 渋滞解消を目的に修 | 憂先度の高い路線を | :整備 | |
| | 鉄道と道路の立体态美数 | 箇所 | 22 | 23 | 29 | * | |
| | | 式 | 式 都市計画事業区間のS58以降の踏切解消数 | | | | |
| | H30目標値の設定理由 | 阪神連約 | 読立体交差事業(鳴 | 尾工区)並びに阪急 | 今津線高架事業の | 完了 | |
| | 1- 大 (1) 大 (2) (1) (1) (1) | 箇所 | 4,111 | 4,449 | 4,783 | 7 | |
| | 歩道の段差解消数(バリアフリー化) | 式 | 既存交差点の歩う | 道段差解消・点字ブ | ロック整備数 | | |
| | H30目標値の設定理由 | 過去5年 | 間の実績ベースに | より設定 | · | | |

- 第9次西宮市交通安全計画【土木局:平成23年4月~平成28年3月】
- ── 西宮市の都市計画に関する基本的な方針(都市計画マスタープラン)【都市局:平成23年4月~概ね10年間】
 - 西宮市都市計画道路整備プログラム【土木局:平成21年4月~平成31年3月】
 - 西宮市橋梁長寿命化修繕計画【土木局:平成22年4月~平成42年3月】





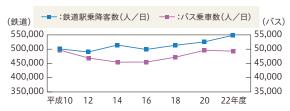
NO. 25 公共交通の利便性向上

現状と課題

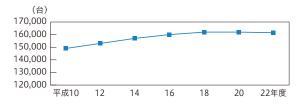
公共交通機関は、市民生活の利便性向上や環境負荷の少ない移動手段として重要な役割を担ってい ます。

- 本市の鉄道駅は、平成 19 年 3月に開業した J R さくら夙川駅を含め 23 駅あり、これを補完するようにバス網が 整備され、他都市に比しても公共交通の利便性が高いまちです。
- しかしながら、近年、高齢化の進展により、身近な交通手段であるバス交通の充実に対する要望が高まりつつあ ります。また、鉄道の利便性についてもより一層の向上が求められており、阪急神戸線の武庫川部において地元等 から要望のある新駅設置が課題となっています。
- 一部地域でバス利用の不便な地域があるため、既存バス路線の改善などが課題となっています。
- ▶ 山口地域と南部地域を直接連絡するさくらやまなみバス事業については、平成 21 年度から運行を開始していま す。事業の継続に当たっては、地元と連携した利用促進を行いながら、事業収支の改善などを図る必要があります。
- 駅前広場の整備や駅のバリアフリー化など公共交通の利用促進施策を進めてきましたが、少子高齢化による公 共交通利用者の減少傾向は全国的な趨勢でもあり、本市でも同様な傾向が見られ、震災後の人口増加傾向にもか かわらず鉄道やバスの公共交通利用者数は、横ばいまたは減少傾向にあります。
- ▶ 今後も引き続き、公共交通の利用促進の観点から、市内の主要鉄道駅における交通結節機能の強化が望まれて おり、駅前広場などの公共施設の整備が課題となっています。
- 世界的に地球温暖化の防止が注目される中、環境対策や交通渋滞対策として、CO₂を中心とした温室効果ガス 排出量の少ない公共交通機関の利便性向上を図り、マイカーから鉄道・バスへの利用転換を促進することが課題 となっています。

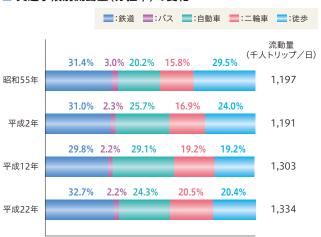
■ 鉄道・バス利用者数の推移



■ 自動車保有台数(四輪)の推移



■ 交通手段別流動量(分担率)の変化



基本方針

駅前広場整備や駅のバリアフリー化などを促進し、交通結節機能を強化するととも に、鉄道やバスの利便性の向上を図り、マイカーから公共交通機関への利用転換を図 るなど市民生活の利便性向上とCO2を中心とした温室効果ガスの排出量削減による 環境対策を推進します。

(1)交通結節機能の強化

阪神電鉄鳴尾駅の駅前広場整備など、鉄道とバス、自動車、二輪車、自転車、徒歩などとの交通結節機能を強化することにより、それぞれの交通手段の適正な分担を誘導します。また、駅舎改築にあわせた阪神甲子園駅の駅前空間の改善を進めるとともに、本市の都市核の玄関口にふさわしい阪神西宮駅について民間主導の駅前整備に向けた検討を行うほか、JR甲子園口駅北側広場などの既存の駅前広場等の再整備について検討します。

(2)鉄道の利便性の向上

鉄道利用を促進するため、利用しやすいダイヤ編成などを鉄道事業者に要請するとともに、鉄道事業と連携しながら駅のバリアフリー化をはじめとする鉄道施設の整備・充実を図り、公共交通機関の利便性と安全性の向上に努めます。また、阪急神戸線の武庫川部の新駅設置について、隣接市や鉄道事業者と協議するなど検討を行います。

(3)バスの利便性の向上

既存バス路線については、住宅地と主要鉄道駅や公共施設などを効率的に連絡する利便性の高いバス路線の 再編のほか、乗り継ぎ運賃の割引制度、阪急・阪神の相互乗り入れ、バス停留所上屋整備、ノンステップバス(超 低床バス)の導入などについて事業者と協議します。

さくらやまなみバスについては、引き続き事業収支の改善に努めながら、当面、車両の更新時期まで事業を継続するとともに、バスを活用した南北地域間の交流をさらに促進します。なお、それ以前に収支が大幅に悪化した場合には、事業の見直しを行います。

地域の交通課題に対応するためのコミュニティ交通については、地元主体の運営を前提とした導入について、 地元との調整を図りながら検討を進めます。

(4)総合交通戦略の策定

交通政策の目標や施策体系を明確にし、上記の施策などについて、ハードとソフトを一体的に実施することにより、移動利便性の高いまちづくりを総合的かつ戦略的に進めるため、中長期の交通計画の基本方針と、計画の実現に向けた効果的な施策・事業の実施プログラムから構成される総合交通戦略を策定します。

市民一人ひとりの活動

- マイカー使用を控え、公共交通機関の利用に努める。
- 公共交通利用マナーを守る。

まちづくり指標

指標の 考え方

鉄道の利便性向上を図るため、鉄道の利便性を反映した指標である鉄道駅乗降客数を新たに重点指標に設定します。また、ノンステップバスの導入によりバスの利用環境の向上を図るとともに、バス乗車数の増加を図ることにより、バスが市民にとってより身近な交通手段となることを目指します。

| 重点 | 指標名 | 単位 | 当初值(H19) | 現状値(H24) | 目標値(H30) | 指標方向 |
|------------------|-----------------------|------|--------------|--------------|--------------|------|
| 4 道駅垂降 安米 | 鉄道駅乗降客数 | 人/日 | 517,510(H18) | 561,408(H23) | 580,000 | * |
| | 数色刷(木件 音 数 | 式 | 市内における一日 | 当たり鉄道駅乗降容 | 写数の総数 | |
| | H30目標値の設定理由 | 現状の | 鉄道利用状況を踏ま | えて設定 | | |
| ハフニップバフ治えを | ハフラップバフ道入窓 | % | 21.9 | 34.2 | 50.0 | * |
| | ノンステップバス導入率 | 式 | ノンステップバス | 台数/市内運行バス | ス台数 | |
| | H30目標値の設定理由 | バス事業 | 業者との協議 | | | |
| | パコボキ粉 | 人/日 | 47,119(H18) | 49,299 (H23) | 50,000 | * |
| | バス乗車数 | 式 | 市内における一E | 日当たりバス乗車数の | の総数 | |
| | H30目標値の設定理由 | 現状の | ベス利用状況を踏ま | えて設定 | | |

- -■ 西宮市の都市計画に関する基本的な方針(都市計画マスタープラン)【都市局:平成23年4月~概ね10年間】
- 西宮市交通バリアフリー基本構想【都市局:平成15年7月~】
- 西宮市地域公共交通総合連携計画【都市局:平成21年4月~平成30年3月】





NO. 26 水の安定供給

現状と課題

近年、安全な水に対するニーズが高まっている一方で、節水器具の普及や節水意識の向上などにより、 水需要は減少傾向にあります。

- 本市の水道施設は、老朽化による更新時期を迎えつつあり、また水需要の減少傾向により施設能力に余裕が生 じていましたが、阪神水道企業団からの受水量を段階的に増量することが可能となったことから、南部地域に6箇 所ある浄水場を1箇所に統廃合しました。この結果、現在稼動している本市の浄水場は、南部地域の鳴尾浄水場と 北部地域の丸山浄水場の2箇所となっています。
- 本市の水源は、阪神水道企業団からの受水が85%、兵庫県営水道からの受水が8%、自己水源が7%となって
- 今後も施設の老朽化への対応、安心・安全で快適な水道水の確保、災害対策等の充実、環境への配慮など、「西 宮市水道ビジョン」に基づき、より効率的・効果的な事業を進め、健全かつ安定した事業実施に取り組んでいく必 要があります。また、本市の水道事業を取り巻く経営環境は大きく変化しており、将来を見据えた料金体系のあり 方を検討していく必要があります。
- 工業用水道事業では、大口使用者が工業用水の使用を廃止したため、今後収益が大幅に減収し厳しい収支状況 が続くことが見込まれており、事業運営方法の見直しが必要となっています。

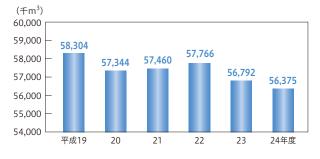
■ 給水収益と給水人口の推移



■ 浄水場別年間配水量(平成24年度)



■ 年間配水量



■ 職員数の推移



基本方針

より質の高い安心・安全な水の安定供給に努めるとともに、健全な経営の持続に努 めます。

(1)安心・安全な水道水の供給

引き続き水質基準に適合した安心・安全な水道水を供給していきます。水質管理については、配水過程での水質監視を充実させるとともに、阪神水道企業団及び構成4市との共同での水質検査など、効率的かつ効果的な水質検査を実施していきます。また、鉛製給水管の取替えの促進に努めます。

(2) 安定供給のための施設整備と健全な事業経営の持続

災害時にも安定して水道水を供給できるよう、重要度・優先度を考慮しながら浄水場や管路等の耐震化など必要な施設整備を進めていきます。また、事務の効率化や市民サービスの向上を目的として、平成 26 年4月に上下水道事業の組織統合を行います。

さらに、稼動を停止した鯨池浄水場など未利用資産については、売却による処分など財政基盤の強化につながる有効活用を図っていきます。

工業用水道事業においては、大口使用者が工業用水の使用を廃止したことによる厳しい収支状況の改善を図るため、今後の施設整備のあり方を含め持続可能な事業運営方法について検討していきます。

(3)環境に配慮した水道事業の推進

省エネルギーの推進を図るとともに、水道施設を利用した太陽光発電設備の導入など自然エネルギーの有効活用等に取り組みます。また、今後、西宮市の環境マネジメントシステムに沿って、環境施策の推進や環境保全のための管理活動の拡充に努めます。

市民一人ひとりの活動

- 節水に努める。
- 水道管漏水箇所の通報に協力する。

まちづくり指標

指標の 考え方

安心・安全な水の安定供給を進めるため、水質基準不適合率を重点指標に位置付けます。また、鉛製給水管の解消と、健全経営を確保するため、職員一人当たり配水量を指標に設定し、取組みを進めます。

| 重点 | 指標名 | 単位 | 当初值(H19) | 現状値(H24) | 目標値(H30) | 指標方向 |
|----|--|-------------------|------------------------|------------|----------|------|
| | 水質基準不適合率 | % | 0.0 | 0.0 | 0.0 | + |
| | | 式 | 水質基準不適合回 | 回数/全検査回数 | | |
| | H30目標値の設定理由 | 現状値を | を維持 | | | |
| | 鉛製給水管率 | % | 48.8 | 38.0 | 10.0 | * |
| | | 式 | 鉛製給水管使用件数/全給水件数 | | | |
| | H30目標値の設定理由 | 解消計画 | 画(平成19年度から | 15ヵ年計画)から推 | 隹定 | |
| | 마무 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | m ³ /人 | 261,455 | 287,628 | 302,683 | * |
| | 職員一人当たり配水量 | 式 | 年間配水量/全国 | 職員数 | | |
| | H30目標値の設定理由 | 平成20 | 年4月の事業変更認 | 図可に基づき設定 | | |

- 西宮市水道ビジョン【上下水道局:平成19年4月~平成31年3月】
- 西宮ウォーターリニューアル21【上下水道局:平成21年4月~平成41年3月】
- 西宮市工業用水道施設更新計画【上下水道局:平成20年8月~平成41年3月】





27 下水道・河川の整備

現状と課題

公共下水道は、市民が健康で快適な生活を営む上で不可欠な事業であり、今後も施設整備の促進と 適正な維持管理に努める必要があります。

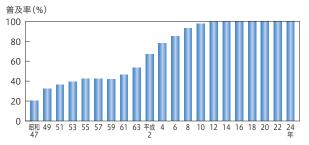
- 本市の下水道事業は、昭和 26 年に着手し、現在 5,587ha を整備区域と定めて、市が運営する西宮処理区と兵 庫県が運営する武庫川流域下水道の上流処理区、下流処理区の3処理区で処理を行い、人口普及率は99.9%に 達しています。
- 近年多発している局所的な集中豪雨による浸水被害を軽減するため、現在整備中の下水道の排水能力を増強す る対策が求められています。
- ◆ 大阪湾の水質環境基準を達成するための高度処理の導入や合流式下水道の改善の取組みを行っています。
- 下水道経営については、平成 19 年度に公営企業会計方式を導入し、経営の明確化、透明化の向上を図ってい
- ▶ 市内を流れる兵庫県が管理する2級河川や市が管理する普通河川(水路)を改築する場合には、流下能力を増強 するとともに、市民に親しまれる豊かな水辺空間として整備をすることが求められています。
- 本市の下水道事業が目指すべき方向性・取組みについて市民に理解していただくため「西宮市下水道ビジョン」 (平成 22 年 3 月 策定) を 策定しています。



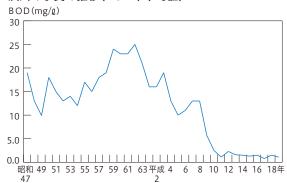
昭和 45 年 (1970 年) 代の夙川



■ 下水道人口普及率の推移



■ 夙川の水質の推移(BOD年平均値)



基本方針

下水道事業は、健全な水環境の創造や安心で安全なまちづくりなど多様なニーズに 対応するため、企業会計に基づく安定した財政基盤の構築をめざすとともに、雨水整 備・合流改善・高度処理・改築更新などの事業を進めていきます。また、市民にうるお いを与える水辺空間の創造に努めます。

(1)浸水対策の推進

短時間の局地的な集中豪雨により発生する浸水被害を軽減するため、管渠の増設や雨水貯留施設、浸透施設の配置により、時間雨量 55mm (※1) に対応する流出抑制型の施設整備を進めていきます。

(2)良好な水環境の創造

合流式下水道の改善を進めるとともに、大阪湾の水質環境基準を達成できるよう高度処理を導入します。

(3)下水道資源の有効利用

下水処理水や貯留した雨水の多目的利用を図るとともに、兵庫県が広域的に実施している下水汚泥処理により発生する汚泥の有効利用について検討します。

(4)下水道経営の健全化

中長期計画を策定し、重点的な投資、長寿命化計画に基づく施設の効率的な維持管理及び経営の効率化を図り、持続可能な下水道経営に努めるとともに、経営状況や将来の収支見通しを公表し、市民に開かれた経営を目指します。また、事務の効率化や市民サービスの向上を目的として、平成26年4月に上下水道事業の組織統合を行います。

(5)治水安全度の向上

兵庫県に対して、2級河川の治水安全度の向上に向けた早期の整備を要請します。

(6)地震・津波対策の推進

下水道施設の耐震化を図るとともに想定津波に対する浄化センターやポンプ場施設の防水性向上などに努めます。また、津波に対して武庫川を始めとする2級河川の堤防強化などに向けた早期の対策と新川・東川など、県有ポンプ施設の地震・津波対策も含めた老朽化対策を兵庫県に要請します。

(7)多自然川づくりの推進

河川や水路を改築する場合には、親水施設の設置や自然環境に配慮した多自然川づくりの推進に努めます。

市民一人ひとりの活動

- 下水道が環境へ果たす役割について理解を深める。
- 水路や河川の美化に努める。

まちづくり指標

指標の考え方

安心で安全なまちづくりを進めるため、下水道雨水整備率を重点指標に位置付けます。また、健全な水環境の確保を図る必要があることから、合流改善や高度処理に取り組みます。

| 壬上 | ₺ ₩ <i>□</i> | 774 / T | 小知(本(1110) | TB小体(1134) | 口無法(1120) | 化無十六 |
|----|---------------------|--------------------|------------|------------|------------------|------|
| 重点 | 指標名 | 単位 | 当初值(H19) | 現状値(H24) | 目標値(H30) | 指標方向 |
| | 下水道雨水整備率 | % | 92.8 | 92.9 | 95.0 | 7 |
| | | 式 | 雨水整備済み面積 | 責(6年確率幹線整備 | i済面積)/計画排水 | (面積 |
| | H30目標値の設定理由 | 健全経常 | 営の範囲内での目標 | 票数值 | | |
| | 高度処理事業進捗率 | % | 15.9 | 22.9 | 39.0 | A |
| | 问及处廷争未延沙十 | 式 | 高度処理事業投 | 資済み事業費/高原 | 度処理事業総事業費 | ŧ |
| | H30目標値の設定理由 | 健全経常 | 営の範囲内での目標 | 票数值 | | |
| | 人 <u>大</u> | % | 3.2 | 14.9 | 28.0 | # |
| | 合流式下水道改善事業進捗率 | | 合流改善事業投 | 資済み事業費/合流 | 允改善事業総事業費 | į. |
| | H30目標値の設定理由 | 健全経常 | 営の範囲内での目標 | 票数値 | | |

- 🛨 西宮市の都市計画に関する基本的な方針(都市計画マスタープラン)【都市局:平成23年4月~概ね10年間】
- -■ 西宮市公共下水道全体計画(西宮市下水道ビジョン)【上下水道局:平成22年4月~】
- 西宮市下水道事業中期経営計画【上下水道局:平成21年4月~平成26年3月】
 - ※1 神戸海洋気象台と大阪管区気象台の過去30年間の降雨データを用いた確率計算により、10年に一度起こりうる降雨として時間雨量55mmを算出している。





28 良好な住宅・住環境の整備

現状と課題

少子高齢化の進行や、人々の価値観の変化に伴うライフスタイルの多様化の時代を迎え、住宅・住環 境を取り巻く状況は大きく変化してきています。

- 平成18年6月に住生活基本法が制定され、住宅の量の確保から質の向上が求められるようになり、本市におい ても、平成 22 年に新たな「にしのみや住宅マスタープラン(平成 23 年~平成 32 年)」を策定し、「ひとりひとりが 愛着と誇りを持ち、支え合いを実感できる住まいづくり」を目標に住宅施策を展開することとしています。
- 市営住宅については、 平成 24 年 3 月に 「西宮市営住宅整備・管理計画」 を策定し、 今後 10 年間の効率的か つ合理的な整備・管理の目標を定めました。現在、建替え事業を推進するとともに、既存ストックの有効活用、 耐震改修やバリアフリー化などの長寿命化を進めていますが、入居者の住み替えや高齢化への対応などが課題 となっています。
- 民間住宅については、簡易耐震診断、耐震改修などへの助成やバリアフリー化改造工事への助成などに取り組ん でおり、今後とも、良好な住宅・住環境確保への取組みを継続していくことが必要です。
- ▶ 平成 19 年に制定された住宅セーフティネット法に基づき、民間賃貸住宅及び公的賃貸住宅への入居支援策等
- 既存のすまいの老朽化、少子高齢化に伴う空き家の増加が課題となっており、すまいの維持管理、建替え、改修 による再活用等に対する相談体制など、適切な支援が必要です。
- 建築後長い年月を経たいわゆる高経年マンションについては、実態の把握に努めるとともに、良好な維持管理と 将来の建替えに向けた適切な情報提供と啓発が必要となっています。

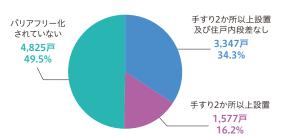


緑豊かな住環境の事例



市営甲子園九番町団地建替事業

■ 市営住宅のバリアフリー化 (平成24年度)



基本方針

循環型社会に対応するため、住宅ストック(※1)の有効利用及び多様な居住ニーズ に応じた良好な住宅の整備、誘導を図ります。また、住宅セーフティネット(※2)の充 実を図るほか、地区計画など住民の主体的なまちづくりを支援します。

主要な施策展開

(1)だれもが安心して暮らせる安全な「すまい・まちづくり」

住宅の安全性を確保するため、防災性・防犯性・居住性に配慮したすまいづくりを支援します。特に耐震性に ついては市民の関心を高め、耐震診断や耐震改修工事を誘導し、災害に強いすまいづくりを推進します。また、 住宅をはじめとした建築物全般の施工の不備を防止するため、工事監理の適正化や中間・完了検査などの充実

に努めます。

高齢社会に対応するため、バリアフリー等に配慮した長期優良住宅の普及や、既存住宅のバリアフリー化工事に対する助成のほか、福祉機能を併設したサービス付き高齢者向け住宅の供給促進などを図ります。

(2)魅力ある西宮の「すまい・まちづくり」

誰もが安心・安全・快適に暮らすことができるすまい、環境への負荷が少なく、長く使えるすまい、西宮の魅力を高めるすまいなど、良好な住宅の誘導を図ります。また、良好な住環境を確保するため、地域の状況や社会情勢に応じた適正な規制、誘導を行います。

(3) ストックを活かした環境にやさしい「すまい・まちづくり」

市営住宅ストックを地域資源として、地域の特性に応じて多用途に活用するため、保育施設等として活用することに取り組んでいきます。また、耐震化や良好な維持管理を行うほか、高齢者や障害のある方等を支援する目的から、市営住宅への優先入居を継続し適切な入居管理に努めます。石在町団地や甲子園春風町団地の建替えなど、老朽化した市営住宅の廃止・統合により効率的な住宅整備を進め、管理戸数の適正化を図ります。

マンションの適正な維持管理が図られるよう、マンション管理に関する情報提供や講座の実施、専門相談体制の充実を図るとともに、マンション管理組合等のネットワークづくりを支援していきます。高経年マンションに対しては、計画的な大規模修繕等による良好な維持管理と将来の建替えをスムーズに進めるため、管理組合や居住者に対して積極的な情報提供を行います。

(4)協働の「すまい・まちづくり」

市民に身近なすまいの課題に対して、市民、NPO、事業者、学識経験者等によるワークショップを開催し、すまいの空きスペースの活用や環境に配慮したすまいの推進など、必要な施策を検討するとともに、市民主体の自主的な活動を支援します。

集合住宅などにおける、地域団体との協働のすまい・まちづくりを促進するため、自治会等の加入促進につながる取組みを行います。

すまいに関する各種情報発信や相談が行える「すまいの情報の総合窓口」の整備や、市民のすまいづくりの支援につながるような、効果的な住情報の提供体制・相談機能・支援のあり方を検討していきます。

市民一人ひとりの活動

- すまいを大切にし、適正な維持管理を行う。
- 地域活動への参加に努める。

まちづくり指標

指標の 考え方

すまいは生活の基礎であるため、耐震化率の向上を重点指標に位置付けます。また、誰もが快適に生活できる社会をめざし、最低居住水準未満世帯の解消と、住宅のバリアフリー化を促進します。

| 重点 | 指標名 | 単位 | 当初值(H19) | 現状値(H24) | 目標值(H30) | 指標方向 | |
|----|---------------|------|-----------|-----------|-----------|------|--|
| | 住宅の耐雪化変 | % | 73.3(H18) | 85.4(H20) | 97.0(H27) | # | |
| | | 式 | 耐震化戸数/全戸数 | | | | |
| | | 西宮市 | 耐震改修促進計画。 | より | | | |
| | 最低居住水準未満世帯率 | % | 4.2(H15) | 5.4(H20) | 0.0 | * | |
| | | 式 | 最低居住水準未 | 満世帯数/総世帯数 | | | |
| | H30目標値の設定理由 | 全てのは | 世帯の健康で文化的 | りな住環境の実現を | 目標とします | | |
| | ナヴケウのブロフフロール本 | % | 47.0 | 50.5 | 80.0 | * | |
| | 市営住宅のバリアフリー化率 | 式 | 手すり2箇所以」 | 上戸数又は段差解消 | 1戸数/全戸数 | | |
| | H30目標値の設定理由 | 高齢者7 | が居住するすべての | 住戸のバリアフリー | -化を目標とします | | |

主な部門別計画

■ にしのみや住宅マスタープラン【都市局:平成23年4月~平成33年3月】

-■ 西宮市耐震改修促進計画【総務局:平成20年4月~平成28年3月】

■ 西宮市営住宅整備・管理計画【都市局:平成24年4月~平成34年3月】

※1[住宅ストック] これまでに建築・整備され、現存している住宅。※2[住宅セーフティネット] 居住における安心・安定などを支える制度や対策。





交通安全対策と駐車対策

現状と課題

自動車や自転車による交通事故や違法駐車、放置自転車によって、市民の安心・安全が脅かされてい ます。そのため市民一人ひとりが、交通ルールの順守、マナーの向上、自転車の放置禁止を推進していく 必要があります。

- ▶ 本市では「交通事故のない西宮を目指して」を基本理念として、平成 23 年度から 27 年度までの5年間に講ずべ き陸上交通の安全に関する施策を定めた「第9次西宮市交通安全計画」を策定しました。この計画に基づき関係機 関、団体で構成される西宮市交通安全推進協議会が中心となり、目標達成に向けた施策を推進しています。交通 事故の現状は近年、死傷者数は減少していますが、高齢者の死傷者数や人身事故件数は高水準で推移しています。
- ▶ 駐車場については、「阪神西宮駅・ | R西宮駅周辺地区 | を駐車場整備地区に指定して公共駐車場整備を行うとと もに、各種条例等による民間駐車場整備の促進に努めています。また、違法駐車については、指導・啓発活動や駐 車監視員の巡回等が実施され、一定の効果が出ています。
- ▶ 放置自転車問題については、阪急西宮北口駅等主要5駅を重点的に駅周辺に自転車駐車場を順次整備するとと もに、放置禁止区域を指定し、駐輪マナー指導や放置自転車の撤去等を実施してきましたが、放置がなくならない 状況にあります。
- 通勤通学者の放置自転車は、大幅に減少しています。しかし、大型商業施設等では駐輪機が設置されているもの の、店舗利用者等の放置自転車は依然として多く、新たな対策が必要と
- 交通事故は、自転車・二輪車事故や高齢者のかかわる事故が多くなっ ています。歩行者の安全を守るための交通安全施設の整備を進めると ともに関係機関と連携した交通安全運動、交通安全教育等を効果的に 展開していく必要があります。
- ▶ 市民にとって利用しやすい自転車駐車場の整備とともに、効果的な放 置自転車対策を実施する必要があります。

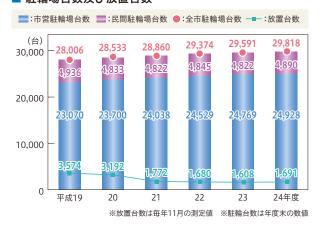


交通安全フェスティバル

■ 市内の交通事故発生状況



駐輪場台数及び放置台数



基本方針

交通安全施設の整備を進めるほか、交通安全意識の普及、徹底を図ります。また、 路上駐車の解消に努めるとともに、放置自転車対策として駐輪場の整備やマナー指導 の強化などにより、歩行環境の改善を図ります。

(1)交通安全施設の整備

道路幅員や交通状況等を考慮した歩道や通学路の整備、防護柵、区画線、道路照明、道路反射鏡等の設置をはじめ、歩道の段差切り下げや点字ブロックの敷設などバリアフリー化の推進を図ります。また、警察に対しては信号機等の設置を要請します。

(2)交通安全意識の高揚

西宮市交通安全推進協議会を中心に交通安全運動を展開し、幼児から高齢者までを対象とした参加・体験型の交通安全教育を実施し、自転車運転免許証等制度を活用した自転車安全教室を開くなど、自転車の交通ルールや運転マナーに関する教育を実施します。また、生活道路に対する通過交通の流入を抑制するための速度制限等の交通規制について地域住民や警察と協議します。

(3)駐車場整備と路上駐車の解消

民間開発事業等に対して、条例による駐車場整備を指導します。また、違法駐車等防止重点地域では、指導・ 啓発活動の実施とともに警察には取締り強化を要請するなど、警察や事業者、地域住民との連携を図りながら路 上駐車の解消に努めます。

(4)自転車駐車場整備と放置自転車の解消

阪神甲子園駅と鳴尾駅周辺では、鉄道事業者と連携して十分な自転車駐車場の整備を周辺事業等とあわせて 進めます。また駅周辺では用地の確保が困難なことから既存施設の改良や歩道等路上の活用を図ります。また、 大量の駐車需要が見込まれる施設に対しては、十分な自転車駐車場の確保や適正な管理を求めます。さらに、既 存の自転車駐車場については、料金の見直しや利用者サービスの向上によって利用促進を図ります。

また、定期的な放置自転車の撤去を継続的に実施するとともに児童・生徒等に対する駐輪マナーの啓発活動や地域住民と連携して駐輪マナー指導を充実し、放置自転車の減少に努めます。

市民一人ひとりの活動

● 交通ルールの順守、マナーの向上。自転車を放置しない。

まちづくり指標

指標の 考え方

歩行者の通行の安全確保を図るため、放置自転車台数の減少を重点指標に位置付け、マナー指導の強化による 意識啓発に取り組みます。また、交通安全思想の普及徹底を図り、交通事故死傷者数の減少に努めるとともに、自転 車駐車場の整備に努めます。

| 重点 | 指標名 | 単位 | 当初值(H19) | 現状値(H24) | 目標値(H30) | 指標方向 |
|----|------------------------|------|----------------|-----------|----------|------|
| | 放置自転車台数 | | 3,574 | 1,691 | 1,500 | × |
| | 派自日松半口 数 | 式 | 当初の放置自転車 | 宣台数/2 | | |
| | H30目標値の設定理由 | 主要な | 半減させる目標を設 | 定 | | |
| | 六语事故死傷老粉 | | 3,125 | 2,756 | 2,700 | * |
| | 文 迪争 政允易有效 | 式 | _ | | | |
| | 交通事故死傷者数 H30目標値の設定理 | 過去10 | 年間の最低死傷者 | 数を下回ることを目 | 標に設定 | |
| | | 台 | 28,006 | 29,818 | 30,000 | 7 |
| | 自転車駐車場の収容台数 | | 28,000台+2,000台 | | | |
| | H30目標値の設定理由 | 放置自尊 | 転車の収容が可能な | は自転車駐車場の整 | 備を目標に設定 | |

主な部門別計画

-■ 第9次西宮市交通安全計画【土木局:平成23年4月~平成28年3月】





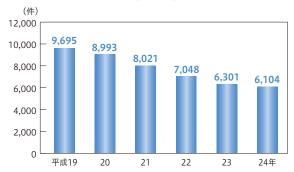
NO. 30 防犯対策の推進

現状と課題

市内の刑法犯認知件数は、平成 14 年をピークに、年々減少傾向が続いていますが、近年、振り込め詐 欺等の手口が巧妙化するなど、新たなタイプの犯罪が発生し、社会問題となっています。また、住民のコ ミュニティ意識の希薄化や生活様式の多様化により、地域社会が伝統的に有していた犯罪抑止機能の低 下が懸念されています。

- 本市では、児童の登下校時を中心に様々な団体が、自主的な見守り活動や地域パトロール活動を展開してい
- ▶ 「西宮市市民生活の安全の推進に関する条例」に基づき、関係団体連絡会(防犯部会)を中心に「地域の安全は 地域が守る|との考えのもと、市、市民、警察、関係団体が一体となって地域の安全確保に向けた取組みを進めて いく必要があります。
- ▶ 犯罪の発生は地域の監視の目が行き届いていることを示すことによって抑制できることから、地域ぐるみの防犯 活動の強化や、必要な設備の整備など防犯環境の充実が求められています。

■ 刑法犯罪認知件数の推移(西宮市)



| | | | | | | | (1+) |
|-------|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-------|
| | 総数 | 凶悪犯 | 粗暴犯 | 窃盗 | 知能犯 | 風紀犯 | その他 |
| 平成19年 | 9,695 | 56 | 307 | 7,412 | 204 | 55 | 1,661 |
| 平成20年 | 8,993 | 30 | 330 | 6,947 | 219 | 50 | 1,417 |
| 平成21年 | 8,021 | 28 | 240 | 6,308 | 163 | 46 | 1,236 |
| 平成22年 | 7,048 | 38 | 286 | 5,555 | 103 | 40 | 1,026 |
| 平成23年 | 6,301 | 25 | 264 | 4,851 | 96 | 42 | 1,023 |
| 平成24年 | 6,104 | 26 | 238 | 4,756 | 150 | 38 | 896 |

(姓)

■ 防犯灯数の推移(西宮市)





安全・安心パトロールカー(青パト)

基本方針

市民生活の安心・安全を確保するため、警察や防犯協会等と連携し、市民の防犯意 識の高揚に努めるとともに、地域ぐるみの防犯活動を推進します。

(1)防犯意識の高揚

街頭防犯キャンペーンや「防犯講演会」などを通じて啓発を行うとともに、市政ニュースやホームページなどの 広報媒体を積極的に活用し、家庭、地域、職場などにおける防犯意識の高揚に努めます。

(2)防犯活動の推進

防犯協会や、自治会などの地域コミュニティと協働し、青色回転灯を装備したパトロールカー仕様の車両(通称「青パト」)による「安全・安心パトロール」を積極的に実施していきます。また、市民活動によるパトロールなど、地域での防犯活動を支援していきます。

(3) 防犯体制・防犯対策の強化

様々な防犯対策をより効果的に実施するため、西宮市市民生活の安全推進関係団体連絡会(防犯部会)において、各地域における団体等と必要な調整や連携を行い、機能的で総合的な防犯対策を推進します。また、地域団体等が実施している防犯灯の設置と維持管理について引き続き支援を行います。

さらに、市民生活の安心・安全を確保するため、様々な防犯活動の位置づけを明確にする「(仮称)西宮市防犯計画」の策定について、調査・研究を行います。

自治会等が防犯カメラを設置する場合には、本市が作成した「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に基づき、プライバシー保護など考慮すべき事項について、指導・助言を行います。

(4)暴力団排除条例の制定

本市における暴力団の排除に関する「基本理念」や市の施策などを定めることにより、暴力団による不当な影響の排除を推進し、安全・安心な市民生活を確保することを目的として、「西宮市暴力団の排除の推進に関する条例」を制定し、適正に運用します。

市民一人ひとりの活動

● 自主的な防犯意識を高め、地域での情報共有に努める。

まちづくり指標

指標の 考え方

防犯活動の成果として、市内刑法犯罪認知件数を重点指標に位置付けます。また、地域と行政の協働により地域 ぐるみでの防犯活動を目指す「安全・安心パトロール」と、防犯意識の向上と地域防犯リーダーの育成を目的とした 「防犯講演会」を指標に設定し、取組みを進めます。

| 重点 | 指標名 | 単位 | 当初值(H19) | 現状値(H24) | 目標値(H30) | 指標方向 |
|-----------|-------------------------------------|------------------------------|-------------|-------------|----------|------|
| | 市内刑法犯罪認知件数 | 件 | 9,695 | 6,104 | 5,000 | × |
| | | 式 | _ | | | |
| | H30目標値の設定理由 | 県の目標 | 票値を参考 H12年 | F以前の5千件台を | 目標とする | |
| | 「安全・安心パトロール」実施回数(年間) H30目標値の設定理由 | 0 | 300 | 479 | 500 | A |
| | | 式 | H19(300×1台) | H30(500×1台) |) | |
| | | 平成19 | 年度より開始 1台 | あたり週10回を目標 | 標に設定 | |
| | PH XII またへのかれて料 | 人 | _ | 225 | 400 | A |
| 防犯講演会の参加者 | 別犯講演芸の参加者数 | 式 | _ | | | |
| | H30目標値の設定理由 | 防犯協会の分会数(約450団体)の概ね90%を目標に設定 | | | | |





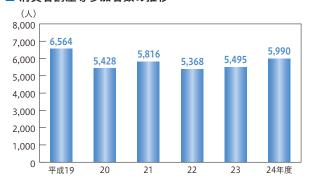
消費生活の安定と向上

現状と課題

消費者の暮らしが多様化・複雑化し、訪問販売や通信販売などをめぐるトラブルが増加するとともに、 インターネットを活用した新たな取引商法の出現、偽装表示などの企業不祥事の続発、安易な借り入れ による多重債務問題など消費者を取り巻く環境は大きく変化しています。

- ▶ 国においては、平成 16 年に消費者保護基本法を全面改正し、消費者の権利擁護と自立支援を目的とする消費 者基本法を施行しています。その後、平成21年に消費者の視点から政策全般を監視する組織の実現を目指して、 消費者庁が発足しました。また、消費生活相談の窓口案内として、「消費者ホットライン」を設置しました。
- 本市でも平成13年に阪急西宮北口駅前に移転整備した消費生活センターを拠点に、施策を推進しています。
- 平成 19 年には、消費者の権利とともに、市や事業者・事業者団体の責務と消費者・消費者団体の役割のほか、 施策の展開にあたっては環境の保全に配慮することを明記した消費生活条例を施行しています。
- 平成 24 年 12 月に、市民の消費生活の安定と向上を図ることを目的に「消費者教育の推進に関する法律」が施 行されました。この目的を実現するためには、各年代及び職場などの特性に応じた消費者教育を行うとともに、一 層の施策の充実・強化を図ることが必要です。

■ 消費者講座等参加者数の推移



■ 消費生活相談件数の推移





消費生活センター

基本方針

市民の安心・安全な消費生活を確保するため、情報提供、啓発活動の充実に努める とともに、消費者の自立に向けた取組みを支援します。

(1)消費生活相談の充実

消費生活センターを拠点に、専門相談員等の有資格者による適切な助言とあっせん処理を行い、消費生活相談の充実を図るとともに、「全国消費生活情報ネットワークシステム」を活用した被害情報の早期把握により、被害の未然防止に取り組みます。

(2)情報提供と啓発活動の充実

市政ニュース、地域情報誌「宮っ子」やホームページなど多様な情報メディアを活用し、高齢者や障害のある人をはじめ、市民にわかりやすい消費生活情報の提供を行います。また、専門相談員、アドバイザーなど消費生活にかかわる専門家や地域で活動する消費者団体の会員の協力を得て、小学生から高齢者までの年齢段階に応じた悪質商法などの被害や多重債務問題の未然防止のための消費者教育を展開します。

(3)自立した消費者の育成と支援

消費者団体及びその連合体が実施する消費生活展など、自主的、主体的な消費生活をめざす活動を支援します。また、消費者の健全かつ自主的な組織活動を促進することを目的とした取組みを支援します。

市民一人ひとりの活動

● 自ら、消費生活に関する必要な知識の習得と情報収集を行い、自立した消費者をめざす。

83

まちづくり指標

指標の 考え方

市民一人ひとりが自立した消費者になることが重要なことから、消費者講座等への参加者数を重点指標に位置付けます。また、消費生活センター学習室等の利用を向上させ、消費者活動及び学習を促進します。今後、消費者を取り巻く環境がますます多様化・複雑化していく中、消費生活相談の充実や自主交渉率の向上に努めます。

| 重点 | 指標名 | 単位 | 当初值(H19) | 現状値(H24) | 目標値(H30) | 指標方向 |
|----|---------------------------------------|------|-----------|------------|-------------|---------|
| | 消費者講座等参加者数 | 人 | 6,564 | 5,990 | 7,000 | * |
| | / / / / / / / / / / / / / / / / / / / | 式 | _ | | | |
| | H30目標値の設定理由 | 過去の動 | 動向を参考に設定 | | | |
| | 消費生活センター学習室・実習室の利用率 | % | 37.4 | 48.6 | 60 | * |
| | | 式 | (学習室・実習室の | の利用回数)÷(開館 | 召日数×6回)×100 | |
| | H30目標値の設定理由 | 過去の | 実績を参考に設定 | | | |
| | 冰事什 还担款点子去还要 | % | 89.4 | 82.9 | 95.0 | * |
| | 消費生活相談自主交渉率 | 式 | 自主交渉件数÷(村 | 目談件数-情報提供作 | 牛数-処理不要不能1 | 牛数)×100 |
| | H30目標値の設定理由 | 過去の動 | 動向を参考に設定 | | | |